改正風営適正化法(H17.11.7 法律 119 号)施行後の行政処分及び罰則

平成18年5月1日施行

深夜酒類提供飲食店

(1) 行政処分(風営適正化法第 34 条)

- ・法令や条例の規定に違反し、善良の風俗・清浄な風俗環境を害し、もしくは少年の健全な 育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき
- ・風営適正化法に基づく処分に違反したとき

6ヶ月以内の営業の全部または一部の停止

(2)罰則

【 1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又はこれの併科 】

- ・ 深夜酒類提供飲食店を営む者が、都道府県による営業禁止命令に従わなかった場合
 - * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科することとされています。

【50万円以下の罰金】

- ・ 酒類提供飲食店営業を深夜において営む者が、営業開始の届出書を提出しない場合
- · 深夜酒類提供飲食店営業を営もうとする者が、営業開始の届出書またはその添付書類に虚偽の 記載をして提出した場合
 - * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科することとされています。

【 30 万円以下の罰金 】

- ・ 深夜酒類提供飲食店営業を営む者が、営業を廃止したにもかかわらず、廃止の届出書を提出し ない場合
- ・ 深夜酒類提供飲食店営業を営む者が、氏名・住所・営業所名・営業所の構造及び設備を変更したにもかかわらず、届出書を提出しない場合

- ・ 深夜酒類提供飲食店営業を営む法人が、名称・本店所在地・代表者の氏名・営業所名・営業所 の構造及び設備を変更したにもかかわらず、届出書を提出しない場合
- · 深夜酒類提供飲食店営業を営む者が、届出書またはその添付書類に虚偽の記載をして提出した場合

•

* 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科することとされています。